

自己点検・評価報告書

2019年 8月 29日

駒澤大学法科大学院

研究科長 署名欄

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	4
第3	自己点検・評価の内容と結果	6
第1分野	運営と自己改革	6
1-1	法曹像の周知	6
1-2	特徴の追求	10
1-3	自己改革	15
1-4	法科大学院の自主性・独立性	23
1-5	情報公開	25
1-6	学生への約束の履行	28

第1 法科大学院の基本情報

1. 大学（院）名 駒澤大学大学院
2. 法務博士が授与される大学院課程の名称
法曹養成研究科法曹養成専攻専門職学位課程
3. 開設年月 2004年4月
4. 当該大学院課程の教学責任者
氏名 松本 英俊
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授（法曹養成研究科長）
連絡先 TEL. 03-5712-4748
5. 認証評価対応教員・スタッフ
 - ① 氏名 青野 博之
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授（法曹養成専攻主任）
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
連絡先 TEL. 03-5712-4764
 - ② 氏名 對馬 直紀
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員長
連絡先 TEL. 03-5712-4745
 - ③ 氏名 江森 史麻子
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
副委員長
連絡先 TEL. 03-5712-4758
 - ④ 氏名 春田 博
所属 法曹養成研究科（法科大学院）
職名 教授
役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
委員
連絡先 TEL. 03-5712-4783

- ⑤ 氏名 若林 亜理砂
 所属 法曹養成研究科（法科大学院）
 職名 教授
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 委員
 連絡先 TEL. 03-5712-4769
- ⑥ 氏名 土居 俊平
 所属 法曹養成研究科（法科大学院）
 職名 准教授
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 委員
 連絡先 TEL. 03-5712-4743
- ⑦ 氏名 佐藤 稔彦
 所属 教務部教務課法科大学院係
 職名 係長
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 委員
 連絡先 TEL. 03-5712-4709
- ⑧ 氏名 田中 明英
 所属 教務部教務課法科大学院係
 職名 係員
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 委員
 連絡先 TEL. 03-5712-4703
- ⑨ 氏名 松井 誠裕
 所属 教務部教務課法科大学院係
 職名 係員
 役割 法科大学院自己点検・評価実施委員会
 幹事
 連絡先 TEL. 03-5712-4703

※本件に関する連絡先*****

◆駒澤大学法科大学院

所在地：〒154-0012 東京都世田谷区駒沢 2-1-2-5

郵送先：〒154-8525 東京都世田谷区駒沢 1-2-3-1

TEL. 03-5712-4703/FAX. 03-5712-4704

Mail-to : klawgs@komazawa-u.ac.jp

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

駒澤大学の自己点検・評価制度は、「全学自己点検・評価に関する規程」¹に基づき、学部、大学院を全体とした「全学自己点検・評価委員会」が組織されており、本法科大学院（法曹養成研究科）については、大学院の中の一研究科として自己点検・評価を実施しているが、これとは別に、法科大学院独自の自己点検・評価を実施するために必要な事項を定めた「法科大学院自己点検・評価に関する規程」²に基づき、専門職大学院としての自己点検・評価制度、すなわち第三者評価機関による認証評価を5年ごとに受ける制度を規定している。

今回の第三者評価機関による認証評価（再評価）を受けるにあたっては、「法科大学院自己点検・評価に関する規程」³により定められた「法科大学院自己点検・評価委員会」（2条1項）の下に置かれた「法科大学院自己点検・評価実施委員会」（同条2項）が自己点検・評価報告書（以下「本評価報告書」という。）の作成を行った。そのプロセスは次のとおりである。

1 法科大学院第三者認証評価機関の決定

本法科大学院が認証評価（再評価）申請を行う第三者評価機関をどの機関にするのかについては、自己点検・評価実施委員会で審議の後、法科大学院研究科教授会、法科大学院自己点検・評価委員会、常任理事会（理事会で決定した事項の執行機関）の議を経て、公益財団法人日弁連法務研究財団とすることを2015年12月3日に決定した。

2 認証評価実施日程の決定

認証評価申請を実施する時期については、公益財団法人日弁連法務研究財団と事前に相談のうえ、大学当局の稟議書決裁により、次のとおり決定した。

2019年11月12日 現地調査実施

1 法科大学院第3回認証評価に係る再評価受審の決定

本法科大学院の2019年度における再評価受審を、2018年7月4日開催の法科大学院自己点検・評価委員会において審議を行い、駒澤大学稟議決裁（2018年9月22日付）により決定し、法科大学院認証評価（再評価）申請（2018年9月25日付）を行った。

2 認証評価（再評価）実施日程の決定および覚書の締結について

認証評価（再評価）実施する時期および「第3回認証評価に係る再評価実施に関する覚書」について、公益財団法人日弁連法務研究財団と事前に相談

¹ 添付資料A5-4 「全学自己点検・評価に関する規程」

² 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

³ 添付資料A5-6 「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

を行い、学校法人稟議書決裁により、現地調査実施日は次のとおり決定した。

2019年11月12日 現地調査実施

3 自己点検・評価報告書の作成

2019年7月3日開催の法科大学院自己点検・評価委員会において、認証評価（再評価）のスケジュールの確認及び自己点検・評価報告書の作成について審議を行った上で、2019年7月10日開催の法科大学院自己点検・評価実施委員会で自己点検・評価報告書作成の役割分担を決定し、同日開催の法科大学院研究科教授会で自己点検・評価報告書作成について法科大学院自己点検・評価実施委員会に一任とし、7月31日開催の法科大学院自己点検・評価実施委員会で前回（第3回）の自己点検・評価報告書及び評価報告書も参照しながら、自己点検・評価を行い、本評価申請となった。

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

本法科大学院は、「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成する。

すなわち、本学は、曹洞宗開祖の道元禅師の「修証一等」（「修」とは「智慧（物事の本質の洞察）」と「慈悲（あらゆるものを大切に扱う心）」による自己形成をめざすいとなみをいい、「証」とはその理想の姿をいう）すなわち修行と悟りは一体である、理想の「証」は日々のいとなみである「修」の中にこそ活きているとの教えを、教育・研究の理想的なあり方として「行学一如」すなわちただひたすら修行をすることと教えを学ぶこととは根源において同じであると表現し、建学の理念としている。法科大学院設置の理念である「理論と実務の架橋」は本学の建学の精神の内容をなす「行学一如」そのものにほかならない。本法科大学院は、法曹としての専門技術的な能力にとどまらず、人々を助け社会に貢献する活動をただひたすらに行うことを通じて人や社会に対する共感能力、洞察能力を磨き豊かな人間性を備えることに努める「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成することを社会的使命としている。

本法科大学院は、教育基本法、及び学校教育法の定めるところにより設置された専門職大学院であり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の定めるところに従い、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって、司法制度を支える人的体制の充実強化を図るために、法曹に必要な学識及び能力を培うことを設立目的とし、本学の建学の精神の内容をなす「行学一如」を、本法科大学院においては、「実務と理論の一体性」として展開し、これを架橋する教育をおこない、もって、仏教の高い倫理観に基づき、人間や社会のあり方に関して広く関心をもち、多様な分野における社会貢献を通じて、不断の自己研鑽に努め、人や社会に対する共感能力、深い洞察能力を高めることができる「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」を養成することを教育の理念とする。この教育の理念に基づき、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）、及び学位授与の方針（ディプロマポリシー）の3つのポリシーが策定され

ている⁴。

(2) 法曹像の周知

養成しようとする法曹像は、本法科大学院の諸活動の原点になるものであるが、以下に述べるような入試パンフレット・入試要項、進学説明会、本法科大学院公式ホームページなどの広報活動、無料法律相談・特別講演会・市民ロースクールなどの地域貢献活動などを通じた地道なコミュニケーション活動を不断に継続することによって、教職員のみならず受験生・学生・修了生など、本法科大学院全体に浸透していくものである。

ア 教職員への周知，理解

教員間では、法曹像の認識についての教授会での確認をベースとして、定期的に行う法科大学院FD小委員会（以下「FD小委員会」という。）や分野別FD部会において、養成のために必要な教育内容・体制などを常に議論している。また、本法科大学院は、小規模で法科大学院専用の独立の建物があるため、教職員は、常に密接な交流を行なうことができる。このような環境にあるため、教育目標とする法曹像については、教職員全体で日常的な対話の中で何度となく確認され、それを具体化するための諸方策の決定に反映されている。

また、客員教授，兼任教員及び兼任教員（以下，これらをまとめて「非常勤教員」という。）へは，入試パンフレットなどの送付だけでなく，前期末に行なわれる拡大FD小委員会や懇親会における交流・意見交換を通じて，本法科大学院の指導理念として理解してもらえるように努めている。

イ 学生への周知，理解

新入生には，入学式における研究科長講話等を通じて，法曹の社会における役割に目を向けさせるとともに，「人に寄り添い，社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」の意味を知らせる。新入生歓迎会などの行事の際にも，同様に，このことを教職員スタッフからの話を通じて伝えている。

在学中は，学生と教員との接触を緊密にする担任制，オフィスアワーなどで，教員の個人的な指導として学生へ伝え，学生個人の性格に留意しながら法曹像を語ることになる。授業においては，社会における法曹の役割と各科目への取り組み方を学ぶことを目的とした，未修者コース1年次必修科目の「現代法務概論」をはじめ，法律基本科目・法律実務基礎科目の担当教員から授業内容を通して周知させている。さらに，本法科大学院・本学司法研究所共催の特別講演会，本法科大学院主催の市民ロースクール等を開催し，学内外の著名な実務家・研究者から，法曹としてのあり方，生き方について語って頂く機会を設けているほか，第

⁴ 添付資料A2-2 本法科大学院ホームページ

一東京弁護士会との共催による無料法律相談への参加により「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」としての自覚をもたせるように促している。

ウ 社会への周知

本法科大学院の受験希望者を含む社会に対しては、第1に、入試パンフレット⁵において本学学長の挨拶及び研究科長の挨拶によって本学法科大学院が養成しようとする法曹像を広く公表している。第2に、学内外の進学説明会において本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを教職員が熱意を込めて説明している。第3に、大学ホームページの中でも、校史と関連して、また科長挨拶の中で、さらに「養成しようとする法曹像、教育理念と3つのポリシー」のメニューを設けて、本法科大学院の特色や養成しようとする法曹像などを示している。このように、社会、とりわけ多くの受験生に本法科大学院の「養成しようとする法曹像」が十分に理解されていることは、面接試験等の際の回答により明らかといえる。

なお、入学後も学生はこのような理念をよく踏まえて勉学に励んでおり、自己の志望する法曹像とのミスマッチ、ギャップを訴える者は、とくに見られない。

(3) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院は開学以来16年目を迎え、着実に法曹を輩出してきており、修了生である弁護士たちによる同窓会（「駒澤大学法科大学院法曹会。以下「法曹会」という。）も着実に発展している。

本法科大学院では、本法科大学院が産み出したこれら法曹集団を、より増やし、その社会貢献と活動により、「駒澤法曹」として、上記の法曹像に沿った志と実力のある有能な法曹集団との定評を社会から得ること（法曹会による無料法律相談）。また、彼らと連絡を密にとり、その法曹活動を支援すること（法曹会総会後の懇親会への教員参加・意見交換）。さらに、彼らと在校生との接点をできるだけ増やし、在校生に、「駒澤法曹」の実際の姿を知ってもらい、彼らに続く次の世代の法曹たらんと目標意識・意欲を高めてもらうこと（非常勤講師、アドバイザー弁護士、ランチミーティング）。これらのことを確実に履践している。

また、地域貢献の一環として年に2回実施している市民ロースクールは、2019年度前期で14回を数え、2018年度からは、本法科大学院の出身法曹にも講師を依頼しており、連携をさらに強化しつつ、活動の場を広げ、広く社会に「駒澤法曹」の姿を知ってもらう機会となっている。さらに、同取り組みは、せたがやeカレッジでインターネット配信も行われているので、

⁵ 添付資料A2「駒澤大学法科大学院パンフレット」

世田谷区近隣に限定されるものではなく、文字通り社会一般に向けられているものである。

2 点検・評価

養成しようとする法曹像すなわち「人に寄り添い、社会と繋がる法曹＝駒澤法曹」は、建学の精神に由来するものであり、社会における法曹の役割から見ても、適切なものといえる。

そして、この法曹像は、さまざまな機会を捉えて学生や社会に周知されている。

そして、その養成のための取り組みは、「教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み」、「カリキュラム」、「授業」及び総合的には「法曹に必要なマインド・スキルの養成」などを通じて、十分に設計され、実現されているものといえることができる。

また、修了生の法曹も多数輩出しており、彼らの法曹としての活動は、まさに、養成しようとする法曹像を体現しているものといえる。

3 自己評価

A

[理由] 建学の精神に根ざした法曹像の明確性・周知のいずれも、非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

ア 少人数教育（個別指導）

本法科大学院は、1 学年定員36人（2012年度新入生より）であり、2015年度から2019年度までの過去5年間の1クラス最大17人（2015年度。2019年度前期は、14人）という徹底した少人数教育（個別指導）を行なっていることが、第1の特徴である。

イ 学生の事情に合わせた柔軟な学修が可能であること

8月の第1期入試に合格してすぐに学修を始めたい者のために9月入学の制度があり、この制度を利用できない新卒業者も科目等履修制度を利用して実質的に同様の効果を得ることができる。また、有職者が登校しやすいように、夜間・土曜開講科目のみで修了できる時間割が編成されている（4月入学既修者コースのみ）。

また、半期セメスター制度により年度内再履修が可能となっており、各学生の希望に応じて学修を深化させることができる。

さらに、2019年度より、奨学金制度がより一層充実している。

これらの諸制度を活用することにより、個々の学生の事情に応じた柔軟な学修が可能になっている。

ウ 教員と学生の距離が近いこと

クラス担任制を採用し、各学生は在学の期間を通じて1人の専任教員から、個別かつ継続的に指導を受ける。これにより、教員と学生は密接に接する。担任教員を選択する情報がまだ少ない入学オリエンテーション時に選択する方式を採っているが、同オリエンテーションには専任教員全員が出席し、担任選択の際の情報となることを自覚してそれぞれの挨拶をおこない、もっとも重要な情報である「人となり」（指導方針・態度等）を伝えようとして学生に選択させ、執行部が担任受け持ち学生の数の観点から教育上の配慮を加えて決定しており、問題は少ない。担任受け持ち学生の数は、個別指導の徹底という観点、及び教員の教育者としての自覚を促すうえできわめて重要であるため、学生の希望どおりとははならなくても、専任教員一人あたりの担任受け持ち数を一定に保っている。

また、環境面では、駒澤大学本校キャンパスとは離れた土地に、独立して建てられた法科大学院棟において、臨床科目以外のすべての授業が行われており、専任教員は、全員、7階から9階の3フロアに研究室を有し、全学生は、2階または地下1階に自習室のキャレルを、地下1階に各自のロッカーを有している。このような密接な環境のもと、自然と、

教員と学生の距離は近いものとなっている。1階のラウンジでは、ホワイトボードが設置され、法律問題についてのグループディスカッションが行われているほか、新聞の朝刊・夕刊が自由に見られるようになっており、新聞記事をめぐって、学生同士や学生と教員が意見交換や議論をする場面なども多く見られる。

したがって、教員は、授業の内外にわたり学生にきめ細やかな指導を行うことが可能であり、学生は、いつでも教員に質問や相談を行うことのできる環境が整えられている。

そして、このような環境は、実際に有効に機能している。

エ 第一東京弁護士会との提携

本法科大学院は、開学当初より、第一東京弁護士会と正式に提携を結んでいる。

そのことにより、都市型公設事務所である渋谷シビック法律事務所を利用した、リーガル・クリニックや無料法律相談会の実施、第一東京弁護士会が会として確保する受入先事務所へのエクスターンシップ等の充実した臨床教育が行われている。なお、2018年度より、エクスターンシップ費用及びリーガル・クリニック費用を無料化している。

また、本法科大学院執行部・教員と、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会正副委員長とで、定期的に意見交換が行われているほか、入学式や合格祝賀会には、第一東京弁護士会から来賓を迎え、第一東京弁護士会法科大学院検討委員会には本学教員も含まれるなど、人的交流がさかんにおこなわれている。

これらの取り組みにより、理論と実務の架橋のために有益な環境が整えられている。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

ア 少人数教育（個別指導）

少人数教育（個別指導）を徹底するため、クラス担任は受け持ち学生の履修相談やオフィスアワー（履修選択指導等。なお教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み）、学修・生活相談、生活・進路相談などを通じて、きめ細やかな「個別指導」を行い、同時に教員と学生・学生同士における交流の接点となるよう取り組んでいる。

イ 学生の事情に合わせた柔軟な学修が可能であること

自己改革（1－3）で述べるとおり、柔軟な学修を可能にするための諸制度の改革・整備は、十分な議論を通じて急ピッチで進められ、導入された。近年の制度改革については、これらの効果を検証するためのデータを収集しているところであり、下記の中間的な検証結果をも踏まえて、随時、継続的に検証していく。

一方で制度改革に伴い従前の制度を変更する際には、在学生に対してこれを十分に説明することとしており、また、少人数教育や教員との距離の近さを活用して、すべての学生が、個々の事情に応じ無理のない学修を通じて修了できるように、配慮を行っている。

ウ 教員と学生の距離が近いこと

教員は、それぞれ、学生との距離を近くする工夫をしている。たとえば、前述の1階のラウンジで休憩をして学生と会話する、教員が地下1階の法科大学院図書室で授業準備を行う、個別の学生に用事があるときには自ら自習室に出向く等々である。

また、オフィスアワー以外にも、研究室に学生が来ることを歓迎する。そのため、法科大学院棟1階玄関には教員所在ボードが設置されており、全専任教員が法科大学院棟内にいるかどうか、一目でわかるようになっている。

さらには、定期的に担任受け持ち学生あるいは任意参加の勉強会（自主ゼミ）参加学生との懇親会を実施し参加者を募るなど、たんに教育を深化させるだけではなく、より緊密なコミュニケーションの構築を図る教員もいる。

学生の側でも、近い距離にいる教員を十分に利用するため、教員に対して、質問のみならず勉強会（自主ゼミ）への参加依頼などを行う者も多い。

エ 第一東京弁護士会との提携

毎年の学生募集パンフレットにおいて、第一東京弁護士会会長のインタビュー記事またはコメントを写真とともに掲載している。弁護士会会長は任期1年であり、毎年変わることから、このインタビューまたはコメントと写真撮影が、会長に本法科大学院との関係の認識を新たにさせる役割を担っている一方、本法科大学院としても、写真撮影に執行部・入試広報担当運営委員が立ち会うなど、時の弁護士会長との重要なパイプとなっている。

毎年、入学式には、第一東京弁護士会会長の名代として同弁護士会の法科大学院検討委員会委員長を来賓として招き、祝辞をいただく。また、司法試験合格祝賀会には、第一東京弁護士会から複数の来賓を招く。さらに、本法科大学院執行部・教員と第一東京弁護士会法科大学院検討委員会正副委員長との意見交換会や、エクスターンシップ受入弁護士とのエクスターンシップ交流会を、随時、行っている。

さらに、第一東京弁護士会の協力のもと、未修者向け導入教育として実施する共同研究として開始された、実務家教員による科目「現代法務概論」が、2018年度より、未修者コース1年次必修科目として開設されている。

以上のような取り組みを通じて、提携関係が名目だけのものとならないように工夫するとともに、取り組みを通じて得られる情報や知見が、理論と実務の架橋のために、非常に有益なものとなっている。

(3) 取り組みの効果の検証

以上の取り組みについては、専任教員間では、教授会やFD関係委員会で検証されている。

また、前期末には、非常勤講師を交えた拡大FD小委員会と懇親会を実施し、非常勤講師から見た、本法科大学院における特徴の追求のあり方について、意見を聴取する。

さらに、学生との日々の交流や学生ヒアリングでの意見等を通じて、学生がこれらについて、どのように評価しているかを検証している。

なお、貴財団による前回の認証評価では、半期セメスター制度についての指摘事項として、「その影響や効果については継続的に検証が必要である」旨の指摘がなされた。制度が導入されてまだ日が浅いため、中間的な評価となるが以下のような状況が見られる。

すなわち、年度内再履修制度について、制度導入以降の年度内再履修学生数は累計58名、再履修科目数は145件、F評価からC評価以上の成績を得た科目数は48件、単位取得した上で前の評価以上の成績を得た（C評価からA評価など）科目数は30件あり、同制度を活用してより良い成績評価に結びつけている科目が相当数(55.71%)あることから、一定程度の効果があると思われる。現在までのところ、原級率や最低年限修了率が著しく回復しているわけではないものの、年度内再履修者のうち、修了または進級した者は49.12%であり、少なくとも、原級率を上昇させない方向で寄与していると思われる。

また、9月入学制度については、志願者数の増加傾向が見られる。これまでの9月入学者数は合計9名であり、うち5名が修了、2名が退学または除籍、3名が在学中である。なお、5名の修了生のうち、1名は修了後初回の司法試験で合格している。

2 点検・評価

4つの特徴とも、本法科大学院のアイデンティティーをなしているとも言えるものであり、教員のみならず学生や修了生も、意識的にしろ無意識的にしろ、十分に認識しているものであるといえる。

そして、現在のところ、これらは、いずれも十分に機能していると考えられる。

また、第一東京弁護士会との提携が名目だけに陥らないよう、本法科大学院と第一東京弁護士会双方が、その協力関係を、しばしば確認し、推進しているところである。

3 自己評定

A

[理由] 特徴の明確性，取り組みの適切性が，いずれも非常に良好である。

4 改善計画

特になし。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

本法科大学院を含む駒澤大学全体の自己点検・評価を行なう機関として、全学自己点検・評価委員会⁶があり、その下に設置された部門別自己点検・評価運営委員会⁷の中に大学院自己点検・評価運営委員会⁸があり、その下に個別機関自己点検・評価作業部会の一つである、法科大学院自己点検・評価実施委員会⁹が組織されている。法科大学院自己点検・評価実施委員会は、法科大学院に独自に設置されている法科大学院自己点検・評価委員会¹⁰の下部組織も兼ねており、今回の認証評価（再評価）に対応するため、本評価報告書の作成を行った。

日常における継続的な自己改革のための検討・議論は、法曹養成研究科（法科大学院）教授会¹¹（以下「教授会」という。）が、年間を通じて随時行っている。

法科大学院執行部（研究科長及び専攻主任）は、駒澤大学法科大学院の向上のために何をなすべきかを、ほぼ毎日のように協議している。また、執行部を補佐するものとして、3名の運営委員（教務担当、入試担当、学生・修了生担当）がおり、必要に応じて研究科長の招集により随時、運営委員会を開催して、法科大学院の改革・改善のための協議を行なっている¹²。

なお、FD向上の方策として、非常勤教員の意見をより良く汲み上げ教育向上に活かすために、これまでは、各学期末に懇親会を設けて非常勤教員から今期の意見や感想を聞くにとどめていたところ、2012年度からは、各学期末に、2017年度からは、前期末に、非常勤教員もメンバーとする拡大FD小委員会を開催し、教育向上に関する具体的な提言を求めるようにした。

また、2017年度から、法人全体に関わる事項を検討して理事会に提案する機関として、理事長を委員長とする「法人政策検討委員会」が理事会の下に設置されており、法科大学院の改善に関して、法人の政策に関連するような内容については、同委員会で（最初に、同委員会の下部に設置された作業部会である「事業計画策定部会」で審議し、親委員会に上程して）検討される。法科大学院の教員は、審議内容に応じて、提案者・オブザーバーとして参加する。

⁶ 添付資料A5-4「全学自己点検・評価に関する規程」

⁷ 添付資料A5-4「全学自己点検・評価に関する規程」

⁸ 添付資料A5-5「全学自己点検・評価に関する規程施行細則」

⁹ 添付資料A5-6「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

¹⁰ 添付資料A5-6「法科大学院自己点検・評価に関する規程」

¹¹ 添付資料A5-7「法科大学院研究科教授会規程」

¹² 添付資料A5-38「法曹養成研究科（法科大学院）運営委員会に関する内規」

さらに、2018年度より、主に法曹コースに関する検討を行うため、教育・研究担当副学長を議長とする「法科大学院と法学部及び法学研究科連携協議会」が発足した。

(2) 組織・体制の活動状況

法科大学院自己点検・評価実施委員会は、本評価報告書作成のために、検討を重ね、委員会として内容を検討し、案を完成させ、これが教授会で承認された。

FD小委員会は2か月に1回程度開催され、また教授会は毎月1回開催されて、自己改革について随時議論し検討し、議事録も作成している。

法科大学院からの改善計画提案の審議のために開催された、事業計画策定部会及び法人政策検討委員会は次のような開催状況であった。2017年5月17日開催の教授会で「法科大学院改善支援個別計画」について審議した内容に基づき、さらに具体的な提出案を作成して事業計画策定部会に提出した。本提案の審議のために同部会は、同年7月7日、9月21日、10月10日の3回開催され、10月17日には法人政策検討委員会が、10月26日に理事会が各1回開催された。なお、事業計画策定部会には研究科長及び専攻主任が、法人政策検討委員会には研究科長がオブザーバーとして毎回参加し、その内容について教授会で報告している。理事会において提案内容が全て了承され、その審議結果については評議員会で報告された後、研究科長に対して書面にて通知された。

さらに、法科大学院と法学部及び法学研究科連携協議会は、上記、法科大学院改善計画の内容に基づき、2018年2月開催の準備会を経て、2018年度より発足し、主に法曹コースの設置に関する検討を行うため、継続的に開催している。同協議会は、2019年度前期までに計6回開催しており、議事録を作成し、その内容について教授会で報告している。

(3) 組織・体制の機能状況

ア 問題の把握、検討、具体的取組状況

(ア) 検討の時期及び内容

2017年度初頭より運営員会で検討した内容について、2017年5月17日開催の教授会で審議した結果、法科大学院の改善計画に関する、「法科大学院改善プロジェクト」が了承された。本計画について、事業計画策定部会及び法人政策検討委員会で審議され、同年10月26日開催の理事会において、法科大学院改善計画が了承され、その内容に基づいて種々の改革・改善が行われている。

改善計画の提案にあたっては、入学者数・定員充足率、受験者数・入学者選抜における競争倍率の確保、司法試験合格率等について、運営委

員会及び教授会において検証し、目標値の設定を行い、本法科大学院の最重要課題である司法試験合格率の上昇のために、教育体制の改善も含めた改革及び支援の強化を提案した。そして、これまでの改善を継続・強化しつつ、本法科大学院の志願者・入学者を増加・回復させるためには、法曹志望学生の「不安要素の軽減」が何よりも必要であり、同時に、学部とも連携して「教育支援の拡充」を目指すことが重要であるという方向性で検討し、それに基づき、次のような提案を行った。

まず、時間的及び経済的負担の軽減のための奨学金制度のさらなる充実である。すなわち、時間的負担の軽減となる早期卒業・飛び入学者を多く受け入れ、同時に、さらに経済的負担を軽減するために、当該入学者を奨学金の対象とする提案である。前回受審した貴財団の認証評価において、奨学金対象者にとっての「負担」として指摘された、入学金及び施設設備費を奨学金の対象に含め、学内進学者及び早期卒業・飛び入学者を対象とした特別奨学金（月額8万円の給付）の新設を提案した。

次に、教育支援関係について、ポートフォリオの活用及び学修等補助のための支援、図書費増額の継続、臨床科目実習費の無償化である。これまで受審した貴財団の認証評価において改善が必要と指摘されてきたエクスターンシップ及びリーガル・クリニック実習費の無料化を含む、在学生への教育を充実するための環境整備と経済的な支援である。

また、2017年度より、法学部との連携に向けた準備のための検討を運営委員会を中心として行い、教授会でも審議してきた。法学部と協働して検討する内容のほか、本法科大学院の決議のみで実施可能な内容についても議論し、後者については速やかな実現を目指すこととし、科目等履修生の対象拡大について検討した。

(イ) 取り組みの内容及び実施状況

前記改善計画の提案が、理事会で承認され、2018年度より、これらの提案に基づく改革が順次行われ、教育支援関係の支援については、2018年度中におおむね実施され、奨学金の充実については、奨学金規程の改正の結果、2019年度より全面的に施行された。

他にも、教育の充実に関しては、2018年度入学者より、カリキュラム改正を実施し、法律基本7科目の発展演習を必修科目としたことで、すべての法律基本科目において、少なくとも6単位が必修となった。この改正により、事実上の修了認定の厳格化を図っており、同科目では、司法試験論文式試験を素材として、理論的検討を行うことでライティング能力の向上を目指している。

また、第一東京弁護士会の協力のもと、未修者向け導入教育として実施する共同研究として開始された、実務家教員による「現代法務概論」が、2018年度より開設されている。同科目は、社会における法曹の役割

と各科目への取り組み方を学ぶことを目的として未修者コース1年次必修科目として、未修者教育の強化を図っている。

ポートフォリオについては、その内容や活用方法について、運営委員会及び教授会で審議し、2019年度前期の定期試験より導入することとなった。ポートフォリオの作成にあたり、必修科目及び司法試験科目につき、学生一人ひとりの学修状況について各科目担当者が評価書を提出し、学生ごとに、それらの内容を成績とともに記載したポートフォリオ作成する。ポートフォリオの運用については教授会で共通認識となっており、今後、各学生の個別の教育学修支援に向けた検討を行う予定である。

また、その他の改善として、科目等履修生の対象拡大が挙げられる。2019年度より、法学系課程の4年次に在学中の学生が法科大学院の科目を履修することを可能にし、ホームページ上でも公表している。これにより、優秀な学部生を法科大学院に誘引し、進学の実機付けが可能となり、学部との連携の基盤にもなりえ、受験者数の増加が期待される。

(ウ) 取り組みの成果等

貴財団による前回の認証評価以前からの改革の結果、受験者数は徐々に増加しており、入学者選抜における競争倍率については、2016年度以降、2倍を超えている。他方、定員充足率については、若干の回復傾向が見られるものの、十分な成果が挙げられているとは言えない。前回の認証評価以降の主な改革は2018年度より本格的に実施されたものであり、これらの効果は、今後検証されることになるものの、競争倍率は2倍以上を維持しつつ、10名を超える入学者を維持している。

また、新規の奨学金制度及び臨床実習費無償化を導入する前年の2018年度には、学内進学者及びエクスターンシップ希望者ともに0名であったが、2019年度の新たな奨学金の対象となる学内進学者が1名、エクスターンシップ希望者が8名おり、単年度での人数増加が見られた。

・過去5年間の入学者競争倍率

年度	受験者数	合格者数	競争倍率
2015年度	56	38	1.5
2016年度	48	24	2.0
2017年度	41	19	2.2
2018年度	70	32	2.2
2019年度	71	28	2.5

・過去5年間の入学定員充足率

年度	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A×100)

2015年度	36	18	50.0
2016年度	36	9	25.0
2017年度	36	10	27.8
2018年度	36	15	41.7
2019年度	36	11	30.6

イ 修了者の進路に関する問題の把握，検討，具体的取組状況

年度	受験者数	短答式試験の 合格に必要な 成績を得た者	最終 合格者数	合格率	全国平均の司 法試験合格率
2015 年度	50	20	4	8.0%	21.6%
2016 年度	39	18	2	5.1%	20.7%
2017 年度	30	12	3	10.0%	22.5%
2018 年度	30	17	3	10.0%	24.8%
2019 年度	20	8	-	-.-%	-.-%

(ア) 検討の時期及び内容

修了生の進路，特に法曹三者以外への進路を把握するために，本法科大学院事務室（教務部法科大学院係）において，修了時における修了後の連絡先・進路を把握するために届出及び聞き取りを行っているほか，本法科大学院の同窓会組織である法曹会及び個々の教員との連携による情報収集をおこなっているものの，法科大学院棟内にある，駒澤大学付属の司法研究所に所属している修了生や自主的に連絡してくる修了生以外の進路状況の把握は十分にできていない¹³。司法試験の合格率については，毎年の合格発表後から，教授会及びFD小委員会において，継続的に検討している。とりわけ，短答式の合格率が低いことから，その向上について，さらには，ライティングの能力の向上について検討を重ねている。

(イ) 取り組みの内容及び実施状況

従前からの検討のための組織整備として，本法科大学院においては，それまで研究科長及び専攻主任の執行部と「入試・広報」担当運営委員，

¹³ 添付資料A 3 2 「修了生動向一覧」

「学生」担当運営委員，「教務」担当運営委員からなる5人の「運営委員会」があったが，2011年後期より，全教員をそれぞれの担当運営委員会に配置する改革と担当職務の拡充を行い，入試・広報担当委員会は，情報収集・分析を加えて「入試・広報・情報委員会」に，学生担当委員会は，修了生支援を加えて「学生・修了生委員会」に，教務担当委員会は，司法試験合格支援・就職支援を加えて「教務・司法試験対策委員会」となり，各委員会は，担当運営委員を委員長に置き，委員3～4人で組織されている。

他方，FD活動に関し，それまで教授会構成員は①「公法系FD部会」（研究者教員3人，実務家教員1人），②「民法系FD部会」（研究者教員1人，実務家教員1人），③企業法系FD部会（研究者教員1人，実務家教員1人），④民事訴訟法系FD部会（研究者教員1人，実務家教員1人），⑤刑事法系FD部会（研究者教員3人，実務家教員1人）に分属して諸審議事項を検討していたところ，上記②～④について，2013年度以降の集中的な改善・改革を具体化するに際しては，アドホックな合同FD部会による対応ではなく，恒久的な民事法系FD部会として対応する必要が生じたことから，2015年5月研究科教授会において「駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程」第7条を改正し，全学的な意思決定手続を経て，民事法系FD部会（研究者教員3人，実務家教員3人）に統合した。

これらの組織改革によって，各種の問題点・課題を全員参加体制の構築，問題意識の共有，教員の職務分掌を図るとともに教員間の連携を図った。

司法試験の短答式合格率の向上については，これまでも，授業内の中間試験等で過去問を実施するほか，法科大学院棟内にある，駒澤大学付属の司法研究所とも連携して，短答式の講座や特別講義などの学修支援を行ってきた。また，2018年度入学者より，カリキュラム改正を実施し，法律基本7科目の発展演習を必修科目とし，同科目では，司法試験論文式試験を素材として，理論的検討を行うことでライティング能力の向上を目指しており，司法試験の合格者増加につながることが期待される。

（ウ）取り組みの成果

直近の改革は，成果につながるほどの時間が経過しておらず，これまでの取り組みの結果としては，司法試験合格率の向上の前提となる志願者数・入学者数の増加として現れ，司法試験最終合格率の微増と修了直後の合格者数の増加が見られた（2017年司法試験では，修了直後の受験生4名中2名が合格している）ものの，司法試験合格率の向上としては，いま

だ十分な成果が現れているとは言えない。

(4) 特に力を入れている取り組み

入学志望者数を増加させて、入学者の質及び数を確保することと、司法試験合格率を向上させることが、前回の認証評価以降、とくに大きなテーマとなっており、前述の改善計画等に基づいて、常に改革の実施及び検討を続けている。

(5) その他

研究者教員は、エクスターンシップ協力事務所での研修または法科大学院協会が実施する司法研修所での教員研修を受けることとしており、新任の研究者教員だけでなく実務家教員も司法研修所での教員研修に参加している。

また、教員と職員との連携を図り、必要な情報を共有するために、必要に応じて運営委員会に職員がオブザーバーとして参加しており、法科大学院協会の総会に職員も参加している。

さらに、民法特別演習では、実務家教員と研究者教員の二名で授業を担当しており、また、元裁判官を客員教授として迎え、実務科目のみならず、法律基本科目（刑法特別演習及び刑事訴訟法特別演習）を担当するなど、民事法系科目及び刑事法系科目ともに、実務と理論の架橋という観点からの教育を充実させている。

2 点検・評価

本法科大学院設立当初から、自己改革については、研究科教授会の終了後に問題点や課題について自由に議論しており、教育活動の改善、教育効果の向上には一定の成果を収めていると考える。

建学の精神に基づいた、有能で、人に寄り添い、社会と繋がる法曹、多様なニーズに対応しうる実力を備えた法曹の育成は、本法科大学院の目的とするところである。その社会的使命に応えるため、本法科大学院も開学以来これまでに相当数の法曹を輩出してきたが、その数はいまだ十分なものとはいえない。目下の本法科大学院の急務は、司法試験合格者数を増やすことであり、そのために質の高い入学者を恒常的に一定数確保することといえる。そのために、本法科大学院の問題点を把握し、教職員全体で問題を共有した上で、その検証と改善計画の提案を行い、提案に基づいた改革を実践してきている。

また、司法試験合格が最終目的でなく、本法科大学院が養成しようとする法曹を社会に送り出す通過点・プロセスのひとつであることから、たんに受験技術ではない真の実力を教育するにはどうすればよいか、これも常に検討

し改善を図らねばならないことである。

3 自己評定

A

[理由] 自己改革を目的とした組織・体制の整備・機能の点で、いずれも非常に良好である。

4 改善計画

理事会で承認された改善計画に基づいて、次のことを中心にさらに改革を進めていく。

入学者選抜における質の確保を守りつつ、十分な入学者数を得るため、本学法学部との法曹教育の連携や世田谷区を中心とした地域との連携を図っているところであるが、この取り組みを充実させたい。

また、司法試験合格者を増加させることは本法科大学院の重要課題であるところ、授業方法の改善や自学自修の指導強化など、学生の実力を向上させる方法を不断に検討し、今後も実現させていく。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

(1) 教授会の権限

本法科大学院を設置する駒澤大学においては、全学教授会、大学院委員会、人事委員会等の全学的組織があり、それぞれの会議に法科大学院研究科長、専攻主任のほか、委員会委員に委嘱された担当者は、構成員として参加している。これは、全学的に協調体制を維持するために、歴史的に形成されてきた組織制度であって、原則的に各学部や大学院の自主性・独立性に不当に干渉することはない。

本法科大学院も、最高意思決定機関としての研究科教授会（以下、「教授会」という。）、執行機関としての研究科長及び補佐機関としての専攻主任を有しており、これらを中心に、教員人事、入学者選抜、カリキュラム内容、学生管理、施設管理、予算執行など重要事項を審議決定することができる¹⁴。これらの権限に基づき、本法科大学院は、その目的達成のために、主体的かつ自律的に最善策を立案企画し、実行し、評価している。

教授会は、研究科長が議長を務め、研究科長から報告事項が報告された後、審議事項が発議され審議を通して決議される¹⁵。審議事項と報告事項の区別は、形式的のみならず実質的にも研究科長によって決定されている。

(2) 理事会等との関係

教授会で決定された事項は、大学法人として上記会議等で審議される形になる。たとえば、教員人事が法科大学院独自で決定されたとしても、学内手続的・形式的には人事委員会で承認されることが必要である。また、また入学者選抜方法やカリキュラム内容を変更する場合には規程改正に関わるため大学院委員会や全学教授会の承認を要する。

だが、上記のようにそれらは形式的なものにすぎず、他学部や大学院の他研究科の委員、理事長・学長ほかの大学当局が、法科大学院から提出した原案に対して否決や修正をかけるなど、自主性・独立性に不当に干渉することは事実上ありえず、法科大学院教授会の意向が覆された前例はない。いずれの事項についても、具体的な内容は、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されている。

また、理事会の下に設置された、法人政策検討委員会や事業計画策定部会等は法科大学院のみならず、法人全体に関わる事項を検討して理事会に提案する機関であり、今般の法科大学院からの提案についても、法人の政策に関わる事項に関して検討されたが、全て了承となり、法科大学院の自

¹⁴ 添付資料A 5-7 「法科大学院研究科教授会規程」

¹⁵ 添付資料A 5-7 「法科大学院研究科教授会規程」

主性・独立性に不当に干渉するものではない。

(3) 他学部との関係

上記のように、他学部との関係で教授会の意向が実現できなかった例はない。

なお、かつては、法科大学院専任教員の中に、法学部専任教員を兼ねている教員が3人おり、それぞれの教授会に所属していたが、現在では、そのような兼任教員は存在せず、法学部からも完全に独立の状態になっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

専門職大学院は、学部をベースとしてその上に位置づけられる従来型大学院とは異なり、大学全体の観点に関する情報が不足しがちであり、また孤立しがちとなる。これを回避するため、大学の各学部、大学院の各研究科と、意見交換を密にするようにしている。なお、法曹コースの設置に関する検討などを行う目的で、法学部との連携協議会が2018年度より継続的に実施されている。

2 点検・評価

学校法人としての予算作成執行権限は大学当局にあるので、その面で独自性・自立性を発揮することはできないが、予算編成において、法科大学院の意見は十分尊重されている。そのほかの意思決定については、自主性・独立性を保っていて自律的といえる。

3 自己評価

適合

[理由] 法科大学院の自主性・独立性が制度的に保障されており、また、実態としても確保されている。

4 改善計画

特になし。

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

本法科大学院における教育活動等に関する情報、とりわけ、養成しようとする法曹像、教員の履歴や研究業績、カリキュラム構成と各科目の概要、入学者選抜の仕組み・日程・基準・方法・前年度の結果、教育方法の特色、学生数やその構成、修了者数、留年者数、最低在学年限超過学生数、奨学金等の学生支援体制、施設や学修設備環境ないし職員の体制、オフィスアワーやクラス担任制、学生ヒアリングや授業評価アンケート、さらには、修了し新司法試験に合格した者からの後進への声、在学生による法科大学院での学修生活についての感想や意見、などを公開している。

(2) 公開の方法

以上の各情報については、主として各年度に出される「入試パンフレット」¹⁶によって、公表されている。後述のホームページ同様に、視覚的にも図を多用し理解しやすいように工夫している。

また、法科大学院専用のホームページ¹⁷及びこれとリンクした入試情報のみを掲載したサテライトホームページをもち、ここでも、多彩な情報を公開している。パンフレットと重なる事項が多いが、アクセスの容易さからより多くの人々の目に入るものなので、できるだけ充実した情報提供を意図したものである。また、ホームページにおいては、入学者選抜につき、実施進行中の各段階において、それぞれの試験結果をいち早く公表している。さらに、学外者にとって有用となりうる情報として、修了者数、留年者数、最低在学年限超過学生数などの教育活動に関する情報は、大学全体の情報とともに、ホームページ上の「ファクトブック」に公表されており、法科大学院の専用ページにも「ファクトブック」のバナーが配置されている。

なお、在学生にとって重要な教育関係についての情報は、各年度に出される法科大学院履修要項¹⁸に挙げられている。教職員・学生に必要な「駒澤大学法科大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則」をはじめとする各規程ないし内規についてもそこに抄録されている。各授業科目については、各回の授業内容をシラバスとして履修要項にまとめ公表している。さらに、実際に当該年度がスタートし授業が開始されてからは、TKC法科大学院教育支援システムを採用しているので、学生が自由にアクセスできる電子情報の形で、実際の授業進行に即して、次回のシラバス・予習範囲などを

¹⁶ 添付資料A 2-1 「駒澤大学法科大学院パンフレット」

¹⁷ 添付資料A 2-2 本法科大学院ホームページ

¹⁸ 添付資料A 4 「法科大学院履修要項」

掲示し、利用に供している。成績評価、進級、修了認定などの判定基準は、とりわけ、学生にとって重要な事項であるので、履修要項に明示されている。

また、学内外で行なう進学説明会において、ブースを設けて、来場者に対し、パンフレットやそのダイジェスト版を与えつつ、本法科大学院の養成しようとする法曹像、入学者選抜に関する事項、教育内容の特色、成績評価・判定基準、修了者の進路状況、学習環境などの説明をし、質問に答えている。また、法科大学院協会主催の「列島縦断・全国キャラバン企画」において、資料参加により、来場者に本法科大学院を知っていただけるよう努めている。

学生の授業評価については、年度ごとにまとめて、担当教員のコメントを付して冊子「授業評価と授業改善」¹⁹として公表され、2015年度版からコメントに掲載した改善点について、具体的にどのような取り組みを実践したのかを掲載している。授業評価が適正に行なわれるため、匿名性を厳密に確保する、アンケートの実施時期を試験日程よりも以前に設定する、各科目の担当教員には成績表を提出後にアンケート結果を知らせるなどの方法をとっており、さらに学生にこの点を周知させている。なお、成績関係の情報（成績の分布図等）については、掲示板に学期ごとにまとめて公表されている。

本法科大学院の紀要である『駒澤法曹』²⁰では、毎年度の活動抄録として、特別講演会、エクスターンシップ、無料法律相談会、合格者プレ講座などの概要報告、授業評価アンケートや学生ヒアリングなどのFD活動の概要報告が掲載公表されている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

基本的にまず事務室が対応する。ホームページ上に「駒澤大学法科大学院に関してのお問い合わせ」につき、法科大学院所在地、事務室の電話番号、ファクス番号、Eメールアドレス、受付時間（大学休業日を除き、平日9:00～18:00（昼休み12:30～13:30）、土曜日9:00～12:00）を掲載している。例えば本法科大学院の受験を検討している駒澤大学学部生や学外者が、窓口に来校し、電話やEメールによって、パンフレット等にある移行合格制度や長期履修制度など入試・入学に関する事柄、各種の奨学金など経済支援に関する事柄につき、より詳細な質問を求めてきた場合は、事務方で適宜対応している。

他方、入学資格審査（受験資格審査）など実質判断を要する事柄についての質問である場合は、執行部（研究科長、専攻主任）が引き取って対応

¹⁹ 添付資料A 1 4-2 「2017年度授業評価と授業改善」、A 1 4-3 「2018年度授業評価と改善」

²⁰ 添付資料A 3 3 「駒澤法曹」

する。

本法科大学院生から奨学金などにつき質問があった場合は、事務方や執行部、一般教員が、随時対応している。カリキュラム改正など学生全体に関わる重要な事柄については、当初からできるだけ詳細な情報を提供するようにしているが、個別事項について質問する学生が多くいる場合には、掲示板やTKCに掲示し、必要ならば説明会を開催して、より詳細な情報提供を行なっている。

(4) 特に力を入れている取り組み

貴財団による前回の認証評価における評価報告書において、「進級率や修了者数、修了率、修了生の進路などの学外者にとって有用となりうる情報の開示がすべて実現されているとはいえ、改善の余地がある。」旨の指摘がなされた。これについては、前記1(2)に記載の通り、現在は、学外者にとって有用となりうる情報の多くが開示されている。

(5) 志願者獲得のための情報発信

近年における入学者減少傾向を改善するため、情報公開・発信の改善もその重要な1つであり、進学説明会の改善、ホームページの改善などが常に検討されている。また、説明会来場者へのメールによる各種イベントの開催通知の送付などを行なっている。

2 点検・評価

多彩な情報をさまざまな形で公開しており、前回認証評価において指摘された公開情報についての改善点の指摘に対しても、適切に対応している。

また、不断の見直しによりさらに充実を目指すとともに、公開情報に対する質問や改善提案等に対しては丁寧な対応を行っている。

3 自己評定

A

[理由] 情報公開が、非常に適切に行われている。

4 改善計画

特になし。

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

教育内容に関するものとして、入学年度のカリキュラムに即した科目の開講がある。科目の具体的内容としては、入試要項²¹やTKC電子シラバスにおいて約束した授業各回の目標・内容の達成がある。法科大学院棟における授業科目の実施だけでなく、第一東京弁護士会との提携に基づいて行なわれる法律事務所におけるリーガル・クリニックやエクスターンシップという臨床科目の実施も含まれている。また、少人数教育制の特色を活かしたオフィスアワー、クラス担任制の実施や、授業評価アンケート、学生ヒアリングとそれへの対応等も、学生との約束事項である。

また、学修環境に関するものとして、専用キャンパスの保持、専用学習席（キャレルデスク）や図書室の提供等があり、経済支援に関するものとして、各種奨学金の実施がある。

さらに、学生の授業評価については、担当教員のコメントとして、次年度からの改善点について掲載している。

(2) 約束の履行状況

上記（1）に述べた各事柄については、おおむね適切に履行されているといえる。

(3) 履行に問題のある事項についての手当て

授業進行については、定期的に行うFD小委員会においては、法科大学院の教育理念である双方向・多方向討論と、効率的な授業進行との両立を図るための検討を続け、計画自体についても合理的なものとするのを推進するとともに、各教員において授業進行に問題が生じる場合には、調整や計画の変更を行い、できるだけ早い時期にTKC電子シラバスにより揭示することなどを求めている。

学生ヒアリングについては、学内事情により実現不可である事柄についてはその場でできるだけ具体的に回答するように努め、また、その場では回答保留にした事柄については、次回において調査検討結果を具体的に示しつつ報告説明するようにしている。

また、2014年度の半期セメスター制度の導入や、2015年度の夜間・土曜開講科目のみで修了可能な時間割編成、2016年度のカリキュラム改革とい

²¹ 添付資料A 2-1「駒澤大学法科大学院パンフレット」20頁、添付資料A 7「法科大学院入学試験要項」3頁、添付資料A 7「法科大学院入学試験要項」51頁

う制度変更にあたっては、在学生に対する進級ガイダンスにおいて丁寧に説明するとともに、質問等のある学生に対しては個別に対応し、学生に不利益が生じないようにしている。

2 点検・評価

学生に約束した事項については、概ね履行されている。

また、授業評価アンケートや意見交換会等を通じて、学生の不満や、学生が指摘する問題点について常に把握するとともに、必要な改善がなされている。制度改革に伴う変更については、在学生に不利益が生じないよう、十分な説明を行っている。

3 自己評定

適合

[理由] 問題となる事項は少なく、適切な手当等がなされている。

4 改善計画

特になし。